

副本

平成25年(ワ)第1356号, 平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求事件

原告 甲 ほか67名

被告 国

文書提出命令申立書に対する意見書

平成29年11月9日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

被告指定代理人

甲 谷 健 幸 

長 谷 川 律 

金 子 智 美 

塩 田 剛 志 

季 武 雅 子 

藤 崎 雅 高 

被告は、原告らの2017（平成29）年9月12日付け文書提出命令申立書（以下「文書提出命令申立書」という。）における文書提出命令の申立て（以下「本件申立て」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 本件申立てに係る各文書について、文書提出命令を発する必要性がないこと

原告らは、文書提出命令申立書において、「証明すべき事実」を「被告が、政治外交目的を理由として、九州朝鮮高校を無償化法の対象から除外したこと」などとしている。

しかしながら、九州朝鮮中高級学校の本件規程13条適合性判断は、処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事実により左右されるものではないから、原告らのいう「政治外交目的」などというものは本件規程13条適合性判断の考慮要素となり得ない。このことは、被告第9準備書面第1（2ないし5ページ）において述べたとおりである。

したがって、原告らは、本件不指定処分の適否とは無関係な事項を証明すべき事実として本件申立てをするものであるから、本件申立てに係る各文書について、文書提出命令を発する必要性がないことは明らかである。

第2 文書提出命令申立書記載の文書1ないし3が民事訴訟法220条3号の文書に該当しないこと

前記第1のとおり、本件申立てに係る各文書について文書提出命令を発する必要性がない。この点をおくとしても、原告らは、本件申立てに係る文書1ないし3がいずれも民事訴訟法220条3号の文書に該当する旨主張するところ（文書提出命令申立書第5の1・3ページ）、その根拠については、同申立書

の記載内容を検討しても、全く明らかでない。

民訴法220条3号の利益文書とは、当該文書が挙証者の地位、権利ないし権限を直接証明しまたは基礎づけるものであり、かつ、そのことを目的として作成されたものであることを要するとされているところ（秋山幹生ほか・コンメンタル民事訴訟法IV380ページ）、文書提出命令申立書記載の文書1ないし3がこれに該当しないことは明らかである。

したがって、本件申立てには理由がない。

第3 本件申立てに係る各文書は存在せず、又は既に提出済みであること

1 はじめに

前記第1及び第2で述べたとおり、本件申立てに係る各文書については、文書提出命令を発する必要性がなく、民訴法220条3号該当性も認められない。

これらの点をおくとしても、以下に述べるとおり、本件申立てに係る各文書は、そもそも存在しないか、又は既に証拠として提出済みであり、いずれにしても本件申立てには理由がない。

2 文書提出命令申立書第1の1の文書（以下「文書1」という。）について

和田室長が退任に際して引継ぎの趣旨で作成した文書が存在しないことは、既に被告第9準備書面第2の3（6ページ）で回答したとおりであるところ、原告らは、文書1が存在することをうかがわせる具体的な事実を何ら立証していない。

したがって、文書1に係るの原告らの本件申立てには理由がない。

3 文書提出命令申立書第1の2の文書（以下「文書2」という。）について

本件改正省令の立案基礎文書及びその検討に関する調査研究文書が存在しないことは、被告第6準備書面第4の2(1)（20ページ以下）で回答したとおりであるところ、原告らは、文書2が存在することをうかがわせる具体的な事実を何ら立証していない。

したがって、文書2に係る原告らの本件申立てには理由がない。

- 4 文書提出命令申立書第1の3の文書（以下「文書3」という。）について
被告第6準備書面第4の3（22ページ）で回答したとおり、被告は、既に、
乙第73号証を任意に提出している。

そうであるにもかかわらず、本件において、原告らは、文書3の提出命令を
申し立てているところ、乙第73号証のほかに、文書3に該当する文書が存在
することをうかがわせる具体的な事実を何ら立証していない。

したがって、文書3に係る原告らの本件申立てには理由がない。

第4 結語

以上の次第であるから、原告らの本件申立ては、速やかに却下されるべきで
ある。

以 上

略称語句使用一覧表

2017/11/9

用語	略語	記載書面	ページ数
学校法人福岡朝鮮学園	本件法人	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学援金の支給に関する法律（甲第1号証）	支給法	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（文部科学省令第13号。甲第3号証）	本件省令	答弁書	4
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号ハの規定に基づく指定に関する規程（甲第4号証）	本件規程	答弁書	4
本件法人が、本件規程14条に基づき文部科学省に提出した申請書類（甲第12号証、乙第1号証）	本件申請書類	答弁書	4
朝鮮民主主義人民共和国	北朝鮮	答弁書	5
大韓民国	韓国	答弁書	5
公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第3号）	本件改正省令	答弁書	6
本件省令1条1項2号ハを削除したこと	本件省令改正	答弁書	6
文部科学大臣が、平成25年2月20日付けで本件法人を含む朝鮮高級学校について不指定の処分を行ったこと（甲第13号証）	本件不指定処分	答弁書	6
本件法人が、文部科学大臣に対し、本件省令14条1項に基づき、本件省令1条1項2号ハに基づく指定を受けるための申請	本件申請	答弁書	6
高等学校等就学支援金の支給に関する検討会議	検討会議	答弁書	10

略称語句使用一覧表

2017/11/9

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	国際人権A規約	答弁書	11
市民及び政治的権利に関する国際規約	国際人権B規約	答弁書	11
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約	人種差別撤廃条約	答弁書	11
民族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する宣言	マイノリティ宣言	答弁書	12
我が国に居住する外国人を専ら対象とする各種学校	外国人学校	第1準備書面	4
就学支援金の支給の対象となる学校	支給対象外国人学校	第1準備書面	4
国家賠償法	国賠法	第1準備書面	4
生徒又は学生	生徒等	第1準備書面	5
在日本朝鮮人総联合会	朝鮮総聯	第1準備書面	6
公立高等学校以外の高等学校等	私立高等学校等	第1準備書面	7
高等学校等就学支援金の支給に関する審査会	審査会	第1準備書面	32
文部科学省初等中等教育局財務課 高校修学支援室	支援室	第1準備書面	32
株式会社整理回収機構	機構	第1準備書面	34

略称語句使用一覧表

2017/11/9

原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(1)	原告準備書面(1)	第2準備書面	4
原告らの2014年(平成26年)9月18日付け準備書面(2)	原告準備書面(2)	第2準備書面	4
広島地方裁判所平成19年4月27日判決(乙第40号証)	広島地裁判決	第2準備書面	16
平成25年11月の東京都による「朝鮮学校調査報告書」(乙第41号証)	報告書	第2準備書面	18
最高裁判所昭和51年5月21日大法廷判決	昭和51年最高裁判決	第2準備書面	22
原告らの2014年(平成26年)12月15日付け準備書面(3)	原告準備書面(3)	第3準備書面	4
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(5)	原告準備書面(5)	第4準備書面	3
原告らの平成27年7月9日付け準備書面(6)	原告準備書面(6)	第4準備書面	3
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(8)	原告準備書面(8)	第5準備書面	4
原告らの平成27年10月30日付け準備書面(9)	原告準備書面(9)	第5準備書面	4
原告らの平成27年11月6日付け準備書面(10)	原告準備書面(10)	第5準備書面	4
原告らの平成27年12月9日付け準備書面(11)	原告準備書面(11)	第5準備書面	4
大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏	伊地知氏	第5準備書面	17

略称語句使用一覧表

2017/11/9

大阪市立大学大学院文学研究科教員の伊地知紀子氏が大阪府下にある朝鮮学校に子どもを就学させている保護者に対して平成26年に行ったアンケート調査	本件アンケート	第5準備書面	17
下村前文部科学大臣	下村大臣	第5準備書面	25
原告らの2016年3月7日付け準備書面(12)	原告準備書面(12)	第6準備書面	5
原告らの2016年6月1日付け準備書面(13)	原告準備書面(13)	第8準備書面	5
原告らの2016年6月9日付け準備書面(14)	原告準備書面(14)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(15)	原告準備書面(15)	第8準備書面	5
原告らの2016年9月27日付け準備書面(16)	原告準備書面(16)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(17)	原告準備書面(17)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(18)	原告準備書面(18)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(19)	原告準備書面(19)	第8準備書面	5
原告らの2016年12月7日付け準備書面(20)	原告準備書面(20)	第8準備書面	5
平成28年3月29日付け「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」	平成28年通知	第8準備書面	5
成嶋隆氏の「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲損害賠償請求事件に関する意見書」	成嶋意見書	第8準備書面	28

略称語句使用一覧表

2017/11/9

安達和志氏作成の2016年5月20日付け「意見書」	安達意見書	第8準備書面	54
三輪定宣氏作成の2016年9月22日付け「朝鮮高校生就学支援金差別事件に関する意見書—無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性—」	三輪意見書	第8準備書面	55
「決裁・供覧」という表題の文書	決裁・供覧	第8準備書面	60
原告らの2017（平成29）年4月6日付け求釈明申立書	求釈明申立書(2)	回答書(3)	2
望月禎主任視学官	望月主任視学官	回答書(3)	2
原告らの2017（平成29）年6月12日付け求釈明申立書	求釈明申立書(3)	第9準備書面	2
原告らの2017（平成29）年5月23日付け準備書面(21)	原告準備書面(21)	第10準備書面	3
大阪地方裁判所平成25年（行ウ）第14号高等学校等就学支援金支給校指定義務付等請求事件に係る平成29年7月28日判決	大阪地裁判決	第10準備書面	3
最高裁判所平成18年2月7日第三小法廷判決	平成18年最高裁判決	第10準備書面	8
平成29年7月14日付け被告第9準備書面	被告第9準備書面	第10準備書面	9
原告らの2017（平成29）年9月12日付け文書提出命令申立書	文書提出命令申立書	文書提出命令申立書に対する意見書	2
文書提出命令申立書における文書提出命令の申立て	本件申立て	文書提出命令申立書に対する意見書	2

略称語句使用一覧表

2017/11/9

文書提出命令申立書第1の1の文書	文書1	文書提出命令申立書に対する意見書	3
文書提出命令申立書第1の2の文書	文書2	文書提出命令申立書に対する意見書	3
文書提出命令申立書第1の3の文書	文書3	文書提出命令申立書に対する意見書	4